

個人文書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処（東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌）による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文 書 種 類 ～

公文書	管轄内の政府機関[官公署・教育/医療機関等]にて発行/認証された文書 例.戸籍謄本・住民票・印鑑証明・居住者証明・健康診断・予防接種証明 在学証明・卒業証書・成績証明・無犯罪証明書・出生/死亡届の写し等 注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～) 注2)台湾の文書[戸籍謄本・印鑑証明等]は、台湾の地方裁判所 (又は民間公証人)と外交部領事事務局にて要事前認証 注3)公文書と私文書をひとまとめにした事前公証は不可
	管轄内を居住地とする個人が作成した文書 例.委任状/授権書・相続関係図/繼承系統表・宣誓書・声明書・閲覧申請書・同意書 本文に対する訳文・個人の履歴書/在職証明書・残高証明書・外來人口統一證號申請書等 注1)本人が来処しない場合は、本人による事前公証が必要 注2)個人の履歴書/在職証明書・残高証明書…要事前公証 * 台湾銀行関係の契約書等は、事前にメールにてお問い合わせください。 注3)事前公証…本処管轄内の公証役場に限る 公証役場一覧 また各文書に分けて一部ずつ個別で公証を受けること 注4)帰化前の台湾名を追記する場合、原戸籍謄本(帰化記載有)を要提出 注5)訳文…本文と要同時認証(訳文の要否:提出先機関の判断に依る) 領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出 ○代理申請の場合 a.申請者の本人署名 ―要事前公証:必ず本人が公証役場に出向くこと * 本文が公文書の場合…本文は本処にて直接認証が必要な為、 [公文書コピー+訳文]に公証を受けること * 本文が私文書の場合…[私文書本文+訳文]で公証を受けること b.代理人の代理署名 ―代理人名義の申請表(訳文用)が別途必要 ―代理委任状に訳文代署の旨を要明記 ―領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出

台北駐大阪経済文化弁事処

～必 要 書 類(公文書)～

◆本人申請

1	申請表
2	認証文書の原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行）
3	認証文書の全頁白黒コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

◆代理申請

1	申請表
2	認証文書の原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行）
3	認証文書の全頁白黒コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー ※コピー:A4縦方向
5	代理委任状原本 ○署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○押印の場合…要印鑑証明書
6	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとその黒コピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

* 健康診断書の認証に関する注意事項について

[見本](#)

下記数点を必ず病院側に申し出てください。

認証申請前のメールによる画像確認のお問い合わせも可能です。

- ・予防接種証明書がある場合……………ホッチキスで診断書と綴ること
- ・複数頁にわたる場合……………全頁に要割印
- ・診断書に貼られた写真……………要割印
- ・病院詳細[名称・所在地・電話番号等]…要押印(ゴム印が無い場合は手書き可)

～ 必 要 書 類 (私 文 書) ～

◆ 本人申請

1	申請表
2	認証文書の原本 ※要認証部数 ※ 公的身分証明書・個人の履歴書/在職期間証明書 ― 要事前公証[パスポート・運転免許証・マイナンバーカード等] ― 必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること(代理公証は不可)
3	認証文書(又は公証済みの認証文書)の全頁コピー * 認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とその白黒コピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ① パスポートとそのコピー ② 在留カード所持者…原本とその両面コピー ○ 委任状/授權書等を認証する場合(現住所確認等) 申請者情報確認の為、記載事項のある身分証明は全てコピーと共に要提出
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
要署名文書	領事の面前にて署名が必要な為、未署名の文書を要提出

◆ 代理申請

1	申請表
2	公証済みの認証文書原本 ※要認証部数 ― 必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること(代理公証は不可)
3	公証済みの認証文書の全頁白黒コピー * 認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ① パスポートのコピー ② 在留カード所持者…両面コピー ○ 委任状/授權書等を認証する場合(現住所確認等) 申請者情報確認の為、記載事項のある身分証明は全てコピーと共に要提出
5	代理委任状原本 ○ 署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○ 押印の場合…要印鑑証明書
6	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ① パスポートとそのコピー ② 在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

～ 必 要 書 類 ～

◆郵送申請

1	申請表
2	公文書・・・認証文書の原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行） 私文書・・・公証済みの認証文書原本 ※要認証部数 —必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること（代理公証は不可）
3	認証文書の各全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書（パスポート或は運転免許証）のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポート（要署名済）の白黒コピー ②在留カード所持者…両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
返送用封筒	日本在住者…レターパックライト：全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと 台湾在住者…「EMS専用ラベル・A4/2枚組」（国際郵便サイトにて作成しプリントアウト）及び「1,450円分切手」と共に同封すること 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

《 注意事項 》

- ・認証は、基本的に原本への直接認証です。
コピーへの認証を希望する場合は、原本と認証部数のコピーを用意してください。
但し、原本認証が前提となる為、コピーのみの認証はできません。
尚コピー認証ができない文書もある為、事前にお問い合わせください。
- ・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。
A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。
- ・発行確認を問い合わせる為、事前にその旨を発行元機関に伝えておいてください。
確認対応を拒否された場合、審査不可とみなされ申請案件は取り消されます。
その場合、申請費用は返金されませんので、ご了承ください。
- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。
- ・公文書と私文書を同時に認証する場合、
重複している必要書類(申請表等)は、1部ずつの提出でかまいません。
- ・代理人は、18歳以上且つ行為能力のある方のみ可能です。
- ・未成年者の場合、本人による単独申請はできませんので保護者名義の申請となります。
代理委任状は不要ですが、親子関係証明書類[戸籍謄本・住民票等]の提出が必要です。
- ・検定協会・外郭団体・教育/医療機関等にて発行された文書は、
場合によって申請手続きや必要書類が異なる為、事前にお問い合わせください。
- ・本処管轄外の地域で発行された文書は、各管轄の弁事処にて申請してください。

《 お問い合わせ先 》

本 大 阪 弁 事 処	
住 所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw
開館日	月～金曜日
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サイトのお知らせをご参考ください)
受付時間	■申請・・・9:00～11:00 & 13:00～14:30 * <u>予約不要</u>
	■受領・・・9:00～11:30 & 13:00～15:00 * 開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください。
交付日	受理翌日起算5開館日
受取方法	3通り

各弁事処	電話番号	管轄区域
駐日代表処	03-3280-7800	関東・甲信越・東北地方
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県・静岡県
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方・山口県
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県
札幌弁事処	011-222-2930	北海道